リ フ ト 工

・工事用リフト・工事用エレベータ　.....１８１
・ゴンドラ　.....１８５
・高所作業車　.....１８８

本マニュアル（案）は、施工現場における事故発生要因の発見・対処に関して担当者を支援する目的で作成したものであり、個別の工事現場の安全対策を規定するものではない。

本来、施工現場における安全対策は個別の現場条件に合わせて対策されるものであるが、本マニュアルでは標準的な施工手順において一般的に執られている対策を取りまとめたものであり、安全担当者が更なる工夫を加えることで、一層安全性を向上させることが肝要である。

(建築用リフト・工事用エレベータ)

確認年月日：
天　　候：

記入者	

作業工種	作業手順	安全確認事項	チェック欄			
1.機種の選定	(1) 定格荷重の選定	・積載物の最大荷重に応じた定格荷重を選定する。	□	□	□	□
	(2) 荷台面積の選定	・積載物の最大寸法に応じた荷台面積とし、積載物が荷台より出ないようにする。	□	□	□	□
	(3) 最大揚程の確認	・作業に必要な最大揚程高さで設置が可能であるか確認する。	□	□	□	□
	(4) 搭乗人員の検討	・人の搭乗の有無とその人数を検討する。 ・法令関係は、労働安全衛生法施行令及びクレーン等安全規則を参照する。	□ □	□ □	□ □	□ □
2.設置時の注意	(1)設置計画	・**水平堅固な地盤面に設置し、壁つなぎを確実に取り、倒壊、落下が無いように十分注意する。(①)** ・リフトの荷台から荷物が落下、飛散しないような措置を講ずる。(②) ・作業員及び長尺の資材等が昇降路内に入らないように養生囲いを設ける。 ・昇降路の囲いについては、建設用リフト構造規格、エレベータ構造規格に定められているが、設置場所周辺の作業内容を考慮し、作業員及び長尺の資材等が昇降路内に入らないように養生囲いを設ける。	□ □ □ □	□ □ □ □	□ □ □ □	□ □ □ □
	(2) 安全設備の設置	・**遮断設備を設置する。(③)** 搬器の搭乗席と荷台を遮断し、搭乗者の安全を確保する設備。 ・設置届（積載荷重 1.0t 以上）と設置報告書を提出する。	□ □	□ □	□ □	□ □

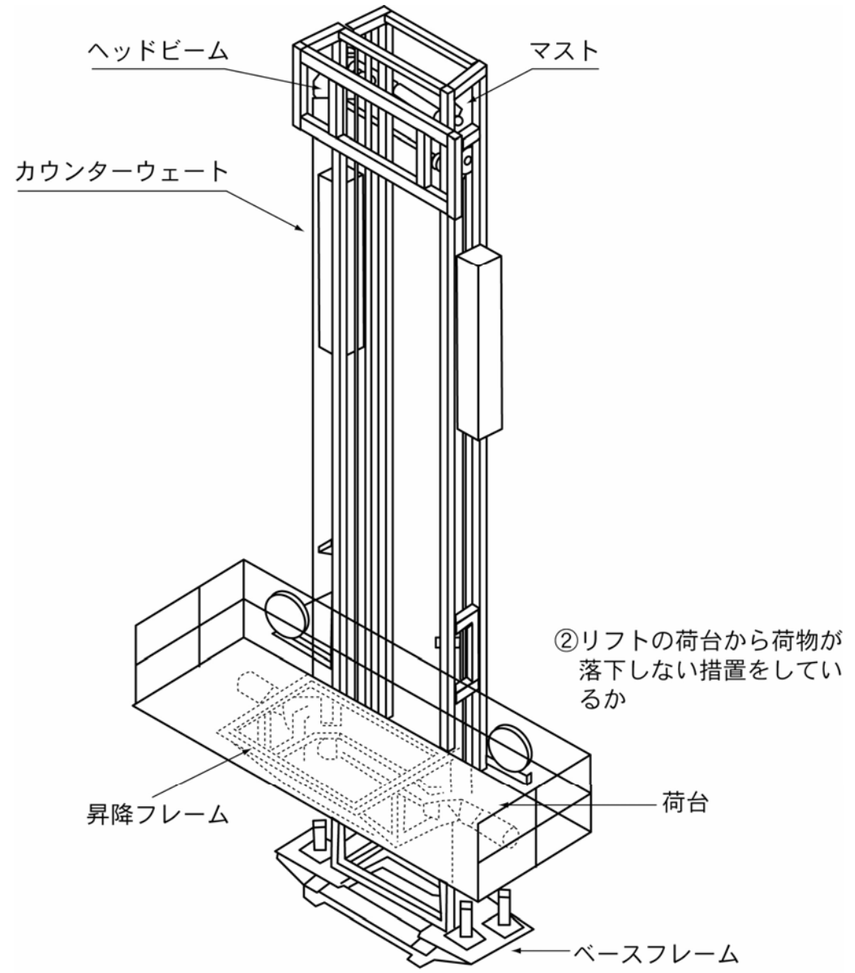

①水平堅固な地盤面に設置しているか

（記事欄）

（記事欄には、確認の結果対処した事項を記入する事）

作業工種	作業手順	安全確認事項	チェック欄			
設置時の注意		・**堅固なヘッドガードを設置する。(④)** a.強度は、ロングスパン工事用エレベータの積載荷重の2倍の値（その値が4tを超えるものにあっては、4t）の等分布静荷重に耐えるものであること。 b.上部枠の各開口の幅又は長さは、16cm 未満であること。 C.搭乗席の床面からヘッドガードの上部枠の下面までの高さは、1.8m 以上であること。	□ □ □ □	□ □ □ □	□ □ □ □	□ □ □ □
3.組立て	(1) 組立準備作業	・機械、工具、器具類の使用前点検をする。(⑤) ・作業手順を確認する。 ・作業分担を決定する。 ・立入禁止措置をする。(⑥) ・合図者の氏名及び有資格者等を確認する（⑦） ・作業前の打合せを実施する。 ・組立前の打合せを実施する。 ・作業場の状況、環境など周囲を確認する。 ・作業当日の他作業と関連事項を確認する。 ・据付場所の地盤及び作業半径内の周囲を調べ、安全作業が出来ることを事前に確認する。 ・『旋回範囲内立入禁止』の表示及び措置を講ずる。	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	(2) 組立て ｸﾗｲﾐﾝｸﾞ	・施工要領を定め、正しい知識と技能を有する者を指名し、定められた手順を厳守させる。 ・計画時に適切な組立て、解体用のクレーンを選定し、安全な作業床の確保を考慮した組立て、解体、クライミング作業を計画し、施工要領書を作成する。 ・作業の実施にあたっては、作業指揮者を定め、作業員全員に作業手順を周知させる。特に、**作業中は安全帯等の使用を厳しく指導する。**	□ □ □	□ □ □	□ □ □	□ □ □

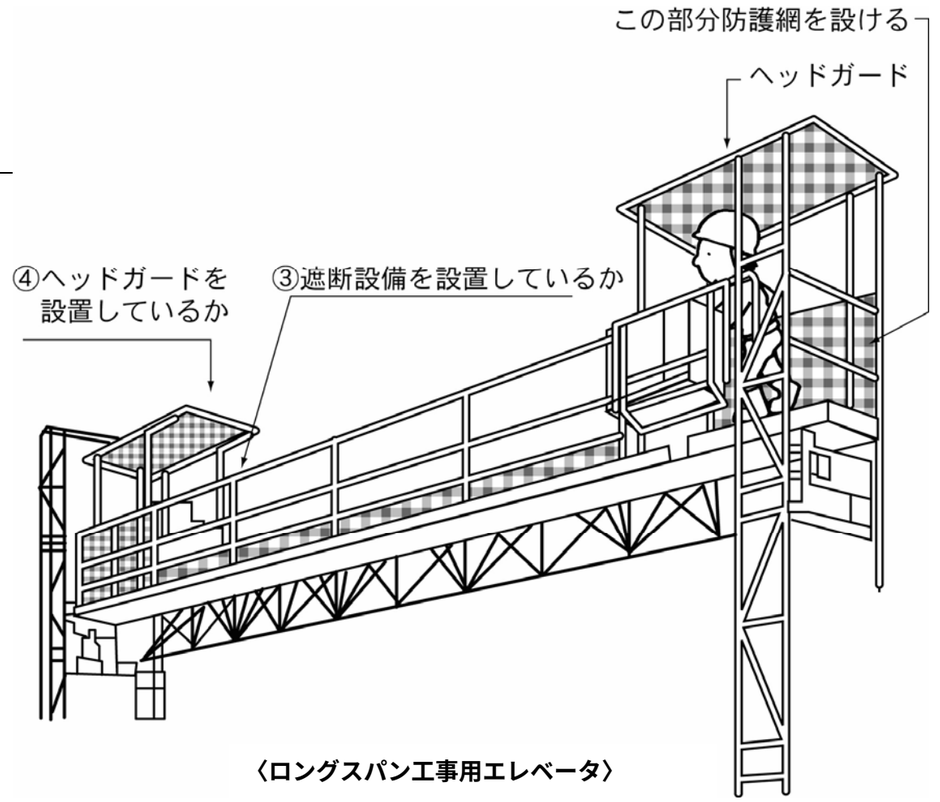

〈ロングスパン工事用エレベータ〉

（記事欄）

（記事欄には、確認の結果対処した事項を記入する事）

作業工種	作業手順	安全確認事項	チェック欄			
組立て	(2)組立て作業	・玉掛け者は、各部材重量を確認する。(⑧)	□	□	□	□
		・**作業員全員、必ず安全帯を使用する。**	□	□	□	□
		・作業員は、作業場所周辺を整理し、作業場所の安全を確認する。	□	□	□	□
		・作業員は、指差呼称確認により、安全作業に努める。	□	□	□	□
		・**組立て作業場所周辺、開口部はネット養生を行い、下部はロープ看板にて立入禁止措置を行う。**	□	□	□	□
		・作業員は、組立て要領、指導員の指示に従って安全に作業する。	□	□	□	□
		・高所作業では物を落とさない。				
4.使用時の遵守事項		・運転にあたっては、一定の合図を定め、合図者を指名し作業を行う。(⑨)	□	□	□	□
		・工事用エレベータの運転は、当該エレベータの機能､操作方法及び故障した場合における処置に熟知した者を指名し運転させる。(⑩)	□	□	□	□
		・機能と能力を十分に理解し、積載荷重の能力や使用上の制限などを守り使用する。	□	□	□	□
		・**荷台の落下、揚重物の落下・飛散などの防止措置を講ずる。**又、搬器の昇降及びワイヤロープの走行により作業員の危険が生ずる恐れのある箇所は、囲いを設け立入禁止とする。	□	□	□	□
		・ロングスパン工事用エレベータに作業員を搭乗させる場合は､定員を遵守しその搭乗範囲に堅固なヘッドガードと積載物との遮断設備を設ける。	□	□	□	□

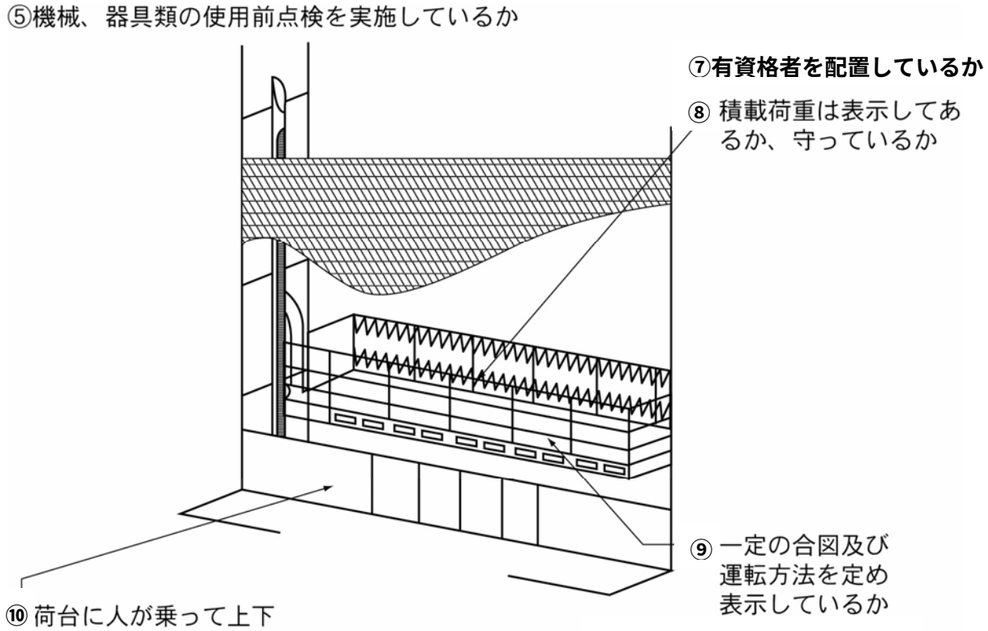

（記事欄）

（記事欄には、確認の結果対処した事項を記入する事）

作業工種	作業手順	安全確認事項	チェック欄			
使用時の遵守事項		・安全装置が機能を発揮できるように常に整備されているかを確認する。	□	□	□	□
		・安全装置の定期点検が確実に実施されているか確認する。	□	□	□	□
		・**安全装置のスイッチを切って使用してはならない。**	□	□	□	□
5.災害例	(1)昇降路墜落 (2)吊ワイヤロープ切断					
	(3)搬器挟まれ	・鍵がなければ外から開けられない装置を設ける。	□	□	□	□
		・搬器は積降し口以外の部分を囲い板で囲う。	□	□	□	□
		・開閉関係の安全装置を確認する。	□	□	□	□
	(4)昇降路挟まれ	・搬器には積荷が崩れても外側にはみ出さない囲いを設ける。	□	□	□	□
		・定期自主点検を実施する。	□	□	□	□
		・故障停止時、電源を切り,エレベータが押しボタンで操作できないようにし修理する。	□	□	□	□

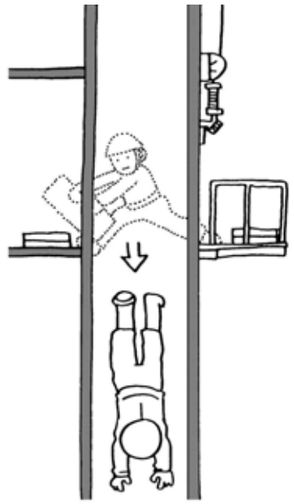

（1）昇降路墜落

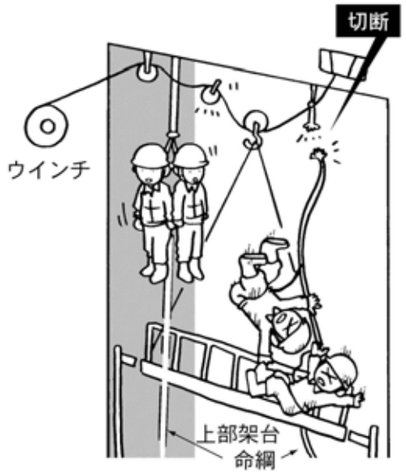

（2）吊ワイヤロープ切断

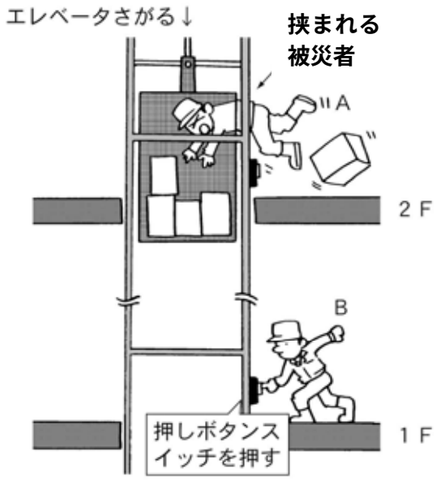

（3）エレベータが荷崩れで停止し手直し中に搬器に挟まれた

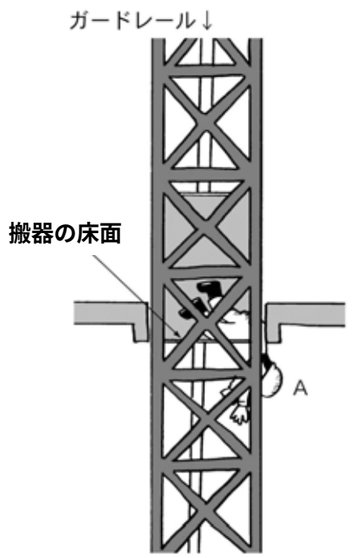

（4）エレベータに乗って搬器と昇降路との間に挟まれた

（記事欄）

（記事欄には、確認の結果対処した事項を記入する事）

（ゴンドラ）

確認年月日：
天　　候：

記入者	

作業工種	作業手順	安全確認事項	チェック欄			
1.ゴンドラの選定		・ゴンドラ作業の現場状況を調査把握し、架設作業を含んだ作業内容に適した機種を選定する。 ・ゴンドラの使用は、ゴンドラの機能と能力が作業の内容と現場の状況に適切であることを確認する。	□ □	□ □	□ □	□ □
2.使用上の注意		・ゴンドラの操作は、有資格者のうちから指名した者が行う。又、操作にあたっては、合図者を指名し、定められた合図により操作する。(①) ・ゴンドラの使用にともなう関係法令は、労働安全衛生規則及びゴンドラ安全規則を参照する。特に、設置手続き及び就業制限は使用前に確認する。(②) ・2 人以上の作業員がゴンドラを使用する場合は、一定の合図を定め、合図者を指名し作業を行う。合図の手段としては、手、笛、旗、無線等の方法があり、設置状況、作業内容に応じて適した方法を採用する。(③)	□ □ □	□ □ □	□ □ □	□ □ □
3.ゴンドラ本体の事故防止	(1)ゴンドラの逸走防止	・**本体の逸走、転落、落下等による災害を防止する措置を講ずる。**	□	□	□	□

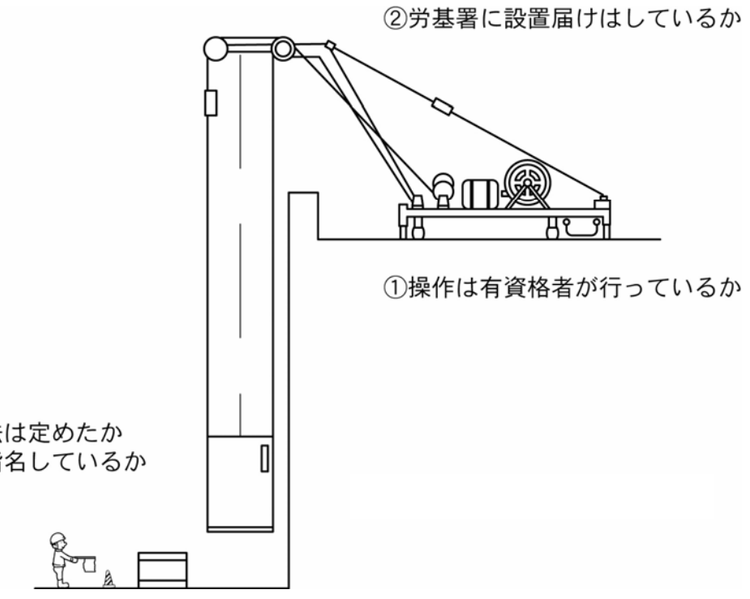

（記事欄）

（記事欄には、確認の結果対処した事項を記入する事）

作業工種	作業手順	安全確認事項	チェック欄			
ゴンドラ本体の事故防止	(1)ゴンドラの逸走防止	・作業を中断し運転者がその場を離れるとき及び作業終了時には、決められた保管場所に格納し、風等により逸走しないように措置を講ずる。	□	□	□	□
	(2)ゴンドラの転倒防止	・屋上に監視人を配置するとともに、**安全設備（機械式や電気式ストッパー等）が確実に作動することを確認し、車輪の外れによる転落を防止する。**転落防止のあるゴンドラは、必ずその装置を作動させておく。	□	□	□	□
		・不安定な場所には絶対台付けをしない。	□	□	□	□
		・強度が確認された固定物に台付けをして安全を確認する。(④)	□	□	□	□
		・ゴンドラで作業する時はライフラインを取付け、安全帯を使用する。(⑤)	□	□	□	□
		・建物の形状に合った台付けを行う。(⑥)	□	□	□	□
	(3)ゴンドラの落下防止	・吊下げワイヤロープの抜止め措置が行われていることを確認する。	□	□	□	□
		・作業終了時や強風、台風時には、固縛又は巻上げて指定場所に保管する。	□	□	□	□
4.作業員及び第三者への災害防止	(1)作業員の災害防止	・**保護帽及び安全帯を着用し、吊ワイヤロープが一本であるゴンドラは、別の親綱を設け安全帯を使用する。(⑤)**	□	□	□	□
		・ゴンドラ内で脚立、梯子等を使用してはならない。(⑦)	□	□	□	□
		・強風（10 分間の平均風速が 10m/s 以上）、大雨（一降りの降雨量が 50mm 以上）、大雪（一降りの積雪量が 25cm 以上）等の悪天候時には、ゴンドラ作業を行ってはならない。架空電線に近接又は接触の恐れがある場合は、事前に電力会社に連絡する。	□	□	□	□

④不安定な場所に台付けをしていないか

⑤ゴンドラで作業する時は、ライフラインを取付け安全帯を使用しているか

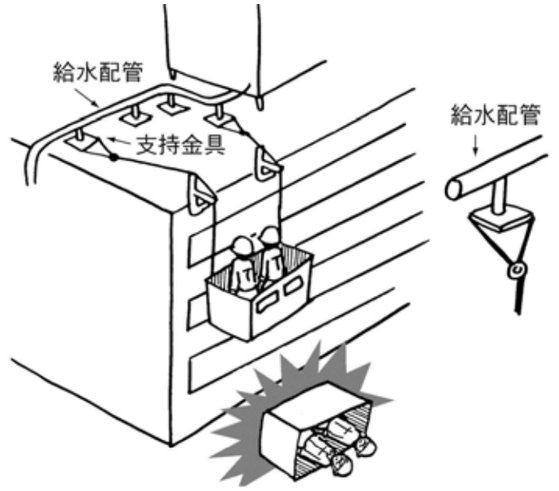

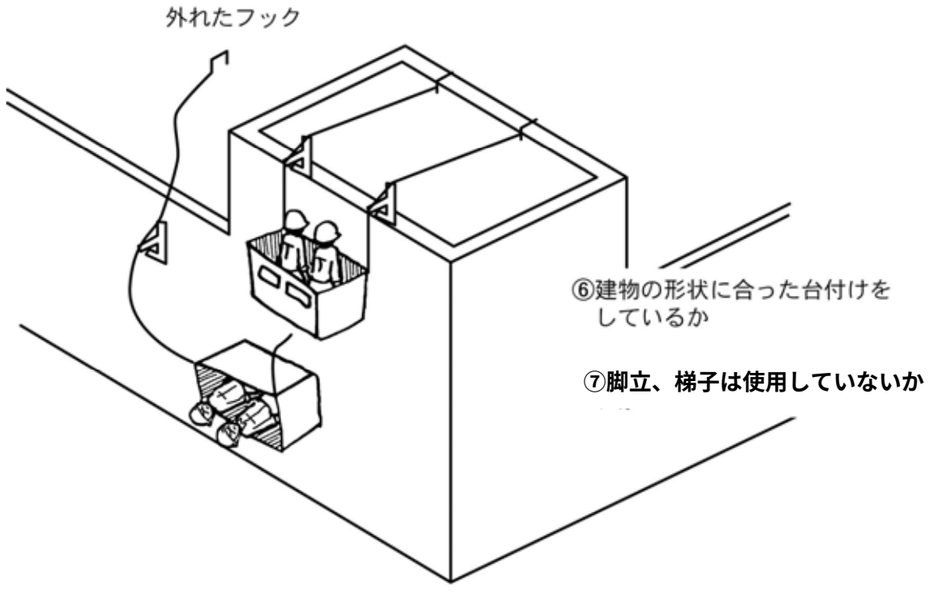

（記事欄）

（記事欄には、確認の結果対処した事項を記入する事）

作業工種	作業手順	安全確認事項	チェック欄			
作業員及び第三者への災害防止	(2)第三者への災害防止	・ゴンドラの作業面が道路上にかかる場合は、事前に所轄の道路管理者に道路占用許可申請書、所轄警察署長に道路使用許可申請書を提出する。組立て、解体の作業やゴンドラを使用する作業を行う場合は、注意表示や監視員を配置し、第三者の作業範囲への立入を制限する。	□	□	□	□
5.ゴンドラの安全装置		・**ゴンドラの安全装置、例えば過巻防止装置、速度制限装置等は、常に正しく作動することを確認する。(⑧)** ・定期自主点検を実施する。(⑨) ・摩擦力利用式昇降装置を備えたゴンドラにあっては、ワイヤロープの端末が昇降装置から離脱しないように端末処理を確実に行う。	□ □ □	□ □ □	□ □ □	□ □ □

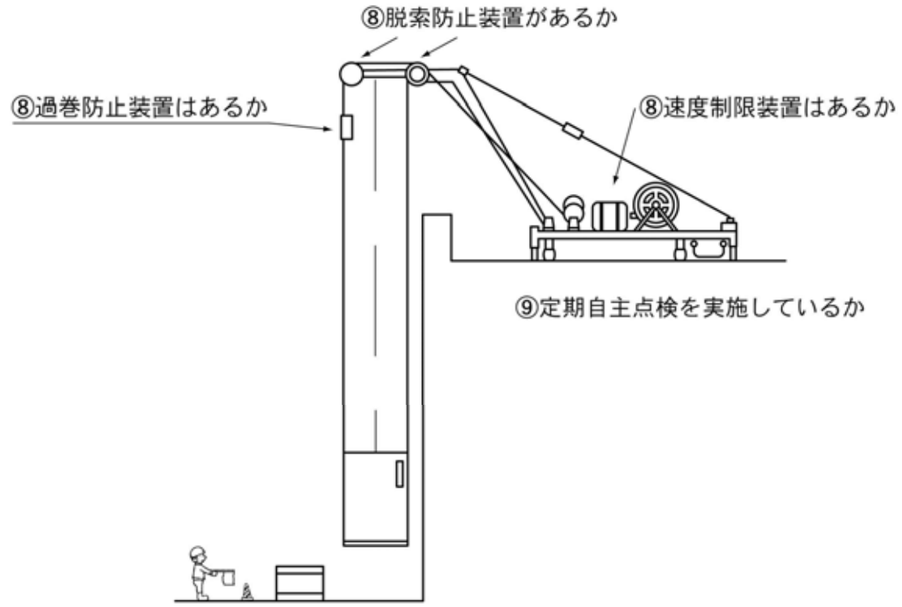

（記事欄）

（記事欄には、確認の結果対処した事項を記入する事）

（高所作業車）

確認年月日：＿＿＿＿＿＿
天　　候：＿＿＿＿＿＿

記入者	

作業工種	作業手順	安全確認事項	チェック欄			
1.高所作業車の選定		・高所作業車の機能と能力が現場の状況に適切であることを確認する。	□	□	□	□
		・高所作業車の選定については、構造規格を満たすもの（平成 3 年 10 月以降製造、輸入）であることを基本とする。	□	□	□	□
		・作業計画を作成し、機種を選定する。	□	□	□	□
		・現場での積載物の最大寸法を確認し、適切な作業床の機種を選定する。	□	□	□	□
		・作業に必要な作業床の高さ・作業半径を確認し、適切な機種を選定する。	□	□	□	□
		・機械安全装置は正常に作動するか確認する。	□	□	□	□
		・作動規制装置は正常に作動するか確認する。	□	□	□	□
2.作業指揮者の明示		・高所作業車の操作は、有資格者のうちから指名した者が行うとともに、作業指揮者を選任する。（10m以上技能講習修了者、	□	□	□	□
		・10m未満特別教育修了者）（①）	□	□	□	□
		・高所作業車は作業指揮者を明示し、日常管理及び作業上の遵守事項を確実に行う。（②）	□	□	□	□
3.使用上の注意		・始業時点検をする。（③）	□	□	□	□
		・**アウトリガを使用する構造の物については、必ずアウトリガを張り出し、タイヤ前輪を浮かし、水平に設置する。（④）**	□	□	□	□
		・**作業員の墜落防止措置を徹底する。**特に手摺上に足をかけたり、足場板を敷いた作業、作業床から他所への乗り移り、作業床上での梯子、脚立の使用を厳しく禁止する。(⑤)	□	□	□	□
		・特定自主検査の検査済標章により、検査有効期間内であることを確認する。	□	□	□	□
		・トラック式高所作業車を設置する時は、必ずトラックの駐車ブレーキをかけ、輪止めを行う。又、凍結及び積雪路面への車両の設置は禁止する。	□	□	□	□
		・トラック式高所作業車を傾斜地で使用する場合は、必ず「傾斜地でのアウトリガ操作の基本事項」を遵守する。（車両は前下がりに位置決め、傾斜は７°以内）	□	□	□	□
		・施工条件、作業内容、機種の特徴及び遵守事項等を考慮し、転倒、転落、挟まれ等を防止する措置を講じること。	□	□	□	□
		・転倒を防止するために、地盤の不当沈下、路肩の崩壊、開口部等に対する措置を講ずる。	□	□	□	□
		・機体は堅固な場所又は敷鉄板等で養生して設置する。	□	□	□	□
		・強風（10 分間の平均風速が 10m/s 以上）、大雨（一降りの降雨量が 50 mm以上）、大雪（一降りの積雪量が 25 cm以上）等の悪天候時における高所作業車の使用を禁止する。	□	□	□	□

＜高所作業車作業（トラック・ブーム式）＞

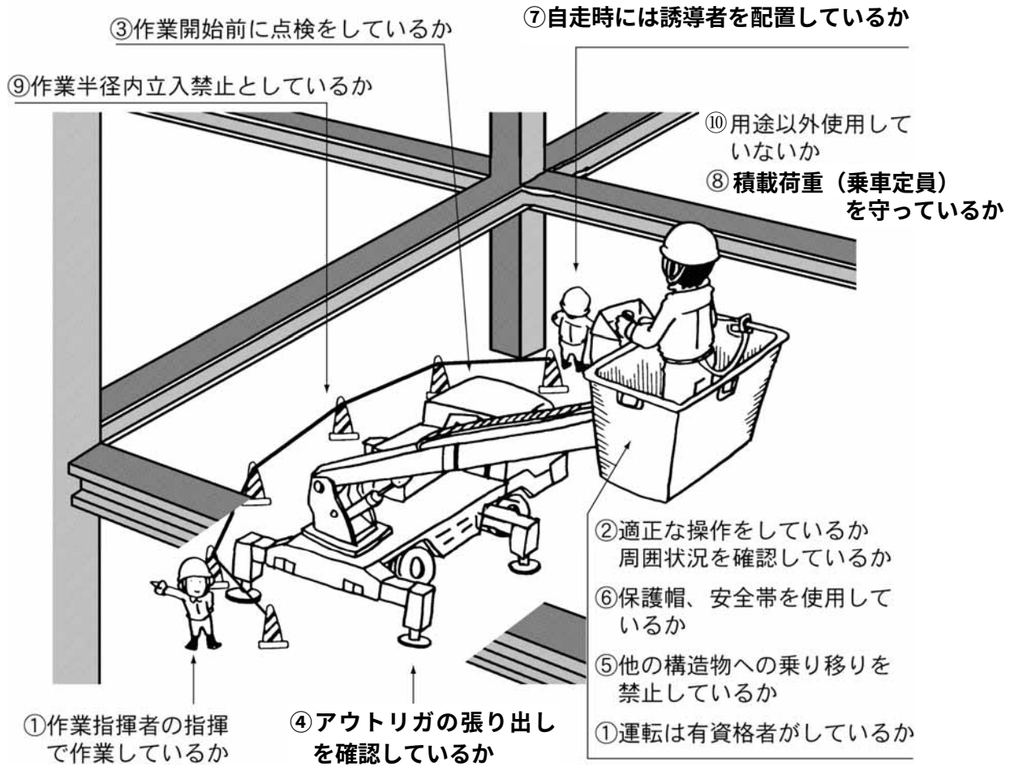

（記事欄）

（記事欄には、確認の結果対処した事項を記入する事）

作業工種	作業手順	安全確認事項	チェック欄			
使用上の注意		・活線作業用装置ではない高所作業車で止むを得ず、電線付近で作業を行う場合は、十分な下記離隔距離を保つこと。 **電路電圧 / 離隔距離** 600 V 以下 / １m以上 600 V～7,000 V / 1.2m以上 7,000V～60,000V / ２m以上 60,000 V 超 / 10,000V 増す毎に 0.2m増し 止むを得ず上記離隔距離を保てず、電線に近接又は接触の恐れがある場合は、いずれかの措置を講ずること。 ① 電線を移設する。（移設は電力会社に依頼する） ② 電線に絶縁用防護具を装着する。（装着は電力会社に依頼する） ③ 感電事故防止のための危険な範囲に囲いを設置する。 ④ 監視人を置き、作業を監視させる。	□	□	□	□
		・トラック式高所作業車を移動する際は、作業床に人や作業用工具等を積載したままの走行を禁止する。	□	□	□	□
		・作業手順及び取扱い操作手順を確認し、使用責任者の指揮のもとに作業を行う。	□	□	□	□
		・**保安帽、安全帯を着用する。（⑥）**	□	□	□	□
		・自走時に誘導者を配置する。（⑦）	□	□	□	□
		・過積載をしない。特に、上昇後の荷の受渡しによる過積載に注意する。（⑧）	□	□	□	□
		・作業半径内に関係者以外立入禁止措置をする。（⑨）	□	□	□	□
		・高所作業車を用途以外に使用してはならない。（⑩）	□	□	□	□
		・作業床から物を落とさないよう袋、箱などを使用する。（⑪）	□	□	□	□
		・**自走時はプラットホームを下げる。車体前後方向の表示を確認後、操作する。（⑫）**	□	□	□	□

＜高所作業車作業（クローラ・垂直昇降式）＞

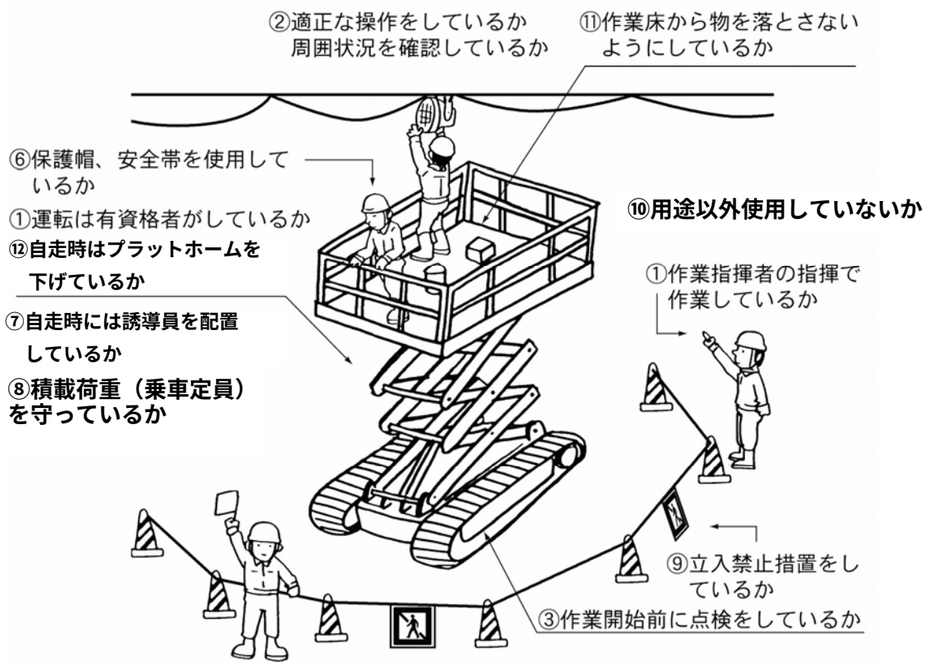

（記事欄）

（記事欄には、確認の結果対処した事項を記入する事）

作業工種	作業手順	安全確認事項	チェック欄			
使用上の注意		・複数の作業者が作業床上で共同作業をする場合には、高所作業車を操作する前に声を掛け合うなどの連携を密にし、安全を確保する。	□	□	□	□
4.作業員及び第三者への災害防止		・高所作業車を道路上で使用する場合は、事前に所轄の道路管理者に道路占有許可申請書、所轄警察署長に道路使用許可申請書を提出する。又、作業現場では、標識の設置、迂回路の設定及び衝突防止対策等を行い、歩行者及び通行車両に対する事故防止対策を施すこと。	□	□	□	□

（記事欄）

（記事欄には、確認の結果対処した事項を記入する事）